

## 長岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「この条」の次に「及び第40条第9項」を加える。

第40条を次のように改める。

（審査請求があった場合の措置）

- 第40条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（以下「裁決実施機関」という。）は、当該審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合を除き、直ちに、長岡市附属機関設置条例（昭和32年長岡市条例第7号）に定める長岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。この場合において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文に規定する審理手続を行う者の指名は、同項ただし書の規定により行わないものとする。
- 2 前項前段の規定により諮問をした裁決実施機関は、次に掲げる者（以下「審理関係人」という。）に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
    - (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）
    - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
    - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - 3 審査会は、審理の手続を計画的に遂行するため必要があると認める場合は、裁決実施機関及び審理関係人に対し指導をすることができる。
  - 4 審査会は、必要があると認める場合は、諮問された事項を併合し、又は分離して、審理及び答申をすることができる。
  - 5 行政不服審査法第29条から第36条まで、第38条第1項から第3項まで及び第41条の規定は、審査会が諮問を受けた審査請求の審理の手続について準用する。この場合において、同法第29条第1項中「審理員は、審査庁から指名されたときは」とあるのは「長岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）第40条第1項の規定により諮問を受けたときは」と、同条第2項及び第5項、同法第

30条から同法第37条まで、同法第38条第1項から第3項まで並びに同法第41条の規定中「審理員」とあるは「審査会」とする。

- 6 審査会は、審理の手續が終結したときは、裁決に関する答申書を作成し、これを審査会における審理の記録とともに、諮問をした裁決実施機関及び審理関係人に送付するとともに、答申書の内容を公表するものとする。
- 7 第3項から前項までに定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、審査会が定める。
- 8 裁決実施機関は、裁決をする場合において、当該裁決の主文が審査会が答申した意見と異なる内容であるときは、異なることとなった理由を、行政不服審査法第50条第1項第4号に規定する理由とともに、裁決書に記載しなければならない。
- 9 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
  - (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）
- 2 改正後の第40条の規定は、施行日以後に行われた公開決定等に係る不服申立てがあった場合の措置について適用し、施行日前に行われた公開決定等に係る不服申立てがあった場合の措置については、なお従前の例による。